

平成31年度以降の東濃森林管理署産の人工林ヒノキのブランド化等について
(お知らせ)

A材のブランド化の推進については、中部森林管理局の重要な取り組みとして位置づけている。

木曽森林管理署・木曽森林管理署南木曽支署(以下「木曽署・南木曽支署」という。)では、平成 25 年度から林令 80 年生以上の高齢級人工林ヒノキについては、天然木曽ヒノキに替わるものとして、「**高****国** 木曽ひのき」と呼称、ブランド化・差別化し販売してきている。

一方、東濃森林管理署(以下「東濃署」という。)においては、天然木曽ヒノキは、木曽署・南木曽支署と同様に「木曽ヒノキ」として販売してきたが、高齢級人工林については同様の呼称をしていない。

今後、天然木曽ヒノキの資源量が減少していくこと等を踏まえ、別紙のとおり呼称について改正し、ブランド化を推進する。

(主なポイント)

- 1 東濃署から産出される 80 年生以上の高齢級人工林ヒノキについても「**高****国** 木曽ひのき」と呼称できることとし、木曽署・南木曽支署で一体的に「木曽ひのき」としてブランド化し販売する。
- 2 産地を明確にするために、ブランド名の最後に(木)(南)(東濃)を付け加える。
(木):木曽署産、(南):南木曽支署産、(東濃):東濃署産)
- 3 「**高****国** 木曽ひのき」に該当する品質のものであって、東濃ブランドを重視する方が適当な場合には、「**高****国** 東濃ひのき」と呼称できることとする。
- 4 木曽署・南木曽支署から生産される、79 年生以下の人工林ヒノキについては、「木曽ひのき」、東濃署から生産される人工林ヒノキについては「東濃ひのき」又は「木曽ひのき」と呼称し、他地域の人工林ヒノキとの差別化を図ることとする。
- 5 天然の木曽ヒノキについては、人工林ヒノキとの違いを明確にするため「天然木曽ヒノキ」と呼称することとする。

以上

別 表

改正後				
人天別	署等	林齢	銘柄名（原木）	銘柄名（製品）
天然木	木 曾 南木曾 東 濃		天然木曾ヒノキ	天然木曾檜
人工林	木 曾	80 上	高(国) 木曾ひのき（木） （高品質なものは極印付き）	高(国) 木曾ひのき
	南木曾	80 上	高(国) 木曾ひのき（南） （高品質なものは極印付き）	高(国) 木曾ひのき
	東 濃	80 上	高(国) 東濃ひのき、 （高品質なものは極印付き）	東濃檜
			又は高(国) 木曾ひのき（東濃） （高品質なものは極印付き）	高(国) 木曾ひのき
	愛 知 （段戸国 有林）	100 上	段戸 SAN	特になし
	木 曾	79 下	木曾ひのき（木）	きそひのき
	南木曾	79 下	木曾ひのき（南）	きそひのき
東 濃	79 下	東濃ひのき 又は、木曾ひのき（東濃）	東濃檜 又は、きそひのき	

現 状				
人天別	署等	林齢	銘柄名（原木）	銘柄名（製品）
天然木	木 曾 南木曾 東 濃		木曾ヒノキ	天然木曾檜
人工林	木 曾	80 上	高(国) 木曾ひのき （高品質なものは極印付 き）	高(国) 木曾ひのき
	東 濃	なし	ひのき	東濃檜
	木 曾	79 下	ひのき	きそひのき
	東 濃	なし	ひのき	東濃檜